平成２２年（フ）第６号
千葉県香取郡東庄町笹川い4540番地１
債務者　佐々木常男
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第７号
千葉県香取郡東庄町笹川い4540番地１
債務者　佐々木洋子
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第８５号
新潟県新潟市東区江南３丁目２番地２　ジャスミンはせがわ103号、前住所新潟県新潟市東区江南３丁目５番地45　ハイツ江南205号
債務者　清野　淳子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９号
新潟県新潟市江南区荻曽根１丁目３番１号見附荘、前住所新潟県新潟市東区東中島４丁目７番37号
債務者　白川　秋男
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
静岡県伊豆の国市四日町780番地
債務者　関口さとみ
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５３号
静岡県沼津市原834番地　シティハウス原209
債務者　山本　晴美
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６０号
静岡県三島市南本町15―28、住民票上の住所静岡県富士市五貫島704番地の１　県営住宅Ｅ―503号
債務者　酒井　明彦
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
静岡県熱海市緑ガ丘町16番１号　笹良ヶ台団地７棟607号
債務者　鈴木　幸男
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
静岡県三島市谷田・御門・498番地の２　鈴木ハイツ
債務者　露木　正巳
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
京都府舞鶴市字寺内４番地の１
債務者　西本　陽子
１　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
福岡県久留米市藤山町682番地１
債務者　増崎　勝子
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第６４号
福岡県うきは市吉井町421番地５
債務者　吉住真紀子（旧姓成相・穴井）
１　決定年月日時　平成22年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７９号
北九州市小倉南区富士見２丁目10番12号
債務者　田丸　月枝（旧姓金丸）
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４２号
北九州市小倉南区中曽根４丁目10番１―412号
債務者　杉原　廣美（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４号
北海道檜山郡上ノ国町字木ノ子172番地の１
債務者　疋田みゆき
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第６号
北海道檜山郡江差町字東山405番地
債務者　鉄口　良江
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２２年（フ）第７号
北海道檜山郡上ノ国町字北村13番地の７
債務者　坂本　浩昭
１　決定年月日時　平成22年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
函館地方裁判所江差支部